平成３０年（フ）第３２０号
千葉県市原市島野1761番地３
債務者　佐藤　利宏
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３２６号
千葉県船橋市三山９丁目41番２号　ベルグラード三山102号
債務者　丹　はるか
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３３４号
千葉県船橋市大穴北３丁目29番29号、申立時の住所千葉県船橋市飯山満町３丁目1748番地３
債務者　山岸　　譲
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３５０号
千葉県浦安市東野２丁目22番10―110号　サンシティヒコタＡ－３
債務者　屋鋪　雄一
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３５２号
千葉県船橋市高根台３丁目３番248棟208号
債務者　武田　花子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３５８号
千葉県船橋市湊町３丁目15番６号　光マンション10号
債務者　鈴木　竜一
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３５９号
千葉県船橋市湊町３丁目15番６号　光マンション10号
債務者　鈴木美恵子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３６３号
千葉県市川市富浜２丁目17番19―５号　（アルファード富浜）
債務者　髙師　　亮
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３６８号
千葉市中央区東千葉２－６－１　ハイラーク千葉905号、住民票上の住所千葉市若葉区桜木６丁目４番17号　ヴェーネル都賀203号
債務者　平澤　隆士
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３７４号
千葉県船橋市二和東３丁目14番16号
債務者　石神　**靜**子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第８６号
愛知県江南市藤ケ丘４丁目１番地７　江南団地70棟107号
債務者　田口　幸利
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第８７号
愛知県江南市藤ケ丘４丁目１番地７　江南団地70棟107号
債務者　田口真弓こと　田口　眞弓
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第１３号
京都府宮津市字滝馬774番地の２
債務者　大木　佑馬
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成３０年（フ）第１３０６号
大阪府枚方市出口４丁目15番１―202号
債務者　北村　宜成
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５１９号
大阪府豊中市岡上の町１丁目１番22―402号、前住所大阪市都島区都島北通１丁目14番５号メゾン都島　207号
債務者　中前　宏治
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５５２号
大阪府寝屋川市美井町15番４号（407号）
債務者　富永　千尋
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６７９号
大阪府吹田市南金田２丁目21番10―301号
債務者　中村千恵こと　梁　　千江
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部